

## 集团的消費者被害救済制度に関する意見

2010年4月12日

日本経団連 消費者法部会

- (1) 集团的消費者被害救済制度の検討にあたって、検討対象とすべき消費者被害を精査の上で類型化し、それぞれに応じた適切な救済のあり方を検討すべきである。

たとえば、消費者被害について、最初から消費者に意図的に被害を与えようとするような詐欺等の犯罪による被害もあれば、事業者自身が予測していなかった事故等により、結果的に消費者に被害が及ぶこともありえる。

「集团的消費者被害」とひとくくりにせずに、集团的な取り扱いが適切なのかどうかも含め、それぞれの被害類型に応じた適切な救済のあり方をきめ細かに検討すべきである。そのためには、被害事例の整理を行うことが不可欠である。特に、犯罪被害とそれ以外については、その救済のあり方について区別して検討する必要がある。

- (2) 被害類型ごとに救済のあり方を検討するに際しては、まず、既存の法制度で対応できないのか、対応できないとすればどのような改善が必要であるか、を検討すべきである。

基本的に、現行制度の適時適切な運用を徹底することで、現在発生している問題の多くが解決することが期待される。現行法制で不十分な部分があるか、あるいは制度の運用上で何らかの問題が生じているために効果的な救済が実現できていないのであれば、そのような現行制度の不備をまず洗い出し、不備の是正に早急にとりかかるべきである。その上で、現行制度の不備の手直しや拡充では対応できないことが明らかになった場合に、新しい制度の導入の要否やその制度設計のあり方を検討すべきである。

したがって、最初から新しい制度の導入ありきで議論すべきではない。

- (3) それぞれの救済手法について、裁判手続や実際の法執行の詳細についても併せて検討し、現実的に実行可能で被害者救済に資する制度設計を検討する必要がある。

また、制度設計にあたっては、当事者となる被害消費者並びに事業者双方にとって予見可能性の高い制度となるよう配慮すべきである。また、濫訴を防ぐ適切な制度設計を行う必要がある。特に、経営基盤の脆弱な個人事業者や零細事業者にとっては、経営に甚大な影響を及ぼす可能性があることから、慎重な検討が必要である。

- (4) 諸外国の制度を参考にする際には、その制度の歴史的な背景や関連諸制度を十

分に踏まえるとともに、そのような制度導入が社会に与える影響についても検討すべきである。諸外国の制度の安易な移植を行うべきではない。特に、民事訴訟制度を始めとする我が国の基本的な法制度の枠組みとの整合性を十分に踏まえる必要がある。

たとえば、米国では、懲罰的損害賠償制度として、民事上の手続でありながら、事業者に対して実損害の填補以上の賠償を請求することが可能であるが、この制度は、事業者に一種の制裁を科し、将来における同種の行為を予防する目的を有するとされている。しかしながら、民事と刑事を峻別する我が国の法制においては、加害者に制裁を科し、将来の同様の行為を抑止することは刑事上又は行政上の制裁によるべきであって、このような制裁等を不法行為の損害賠償の目的とするような制度は我が国の公序に反するおそれがある（実際に、公序に反するとして、見せしめと被告に対する制裁を目的とした懲罰的損害賠償の我が国における執行が否定された判例がある（平成9年7月11日最高裁第二小法廷））。

- (5) オプト・アウト型については、個々の被害者の憲法上の裁判を受ける権利に鑑み、手続保障の観点からの慎重な検討が不可欠である。

消費者基本法では消費者の自立が謳われていることも踏まえ、被害にあった消費者自身が権利行使することを基本に制度のあり方を検討すべきである。

以 上